諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和2年12月24日(令和2年(行個)諮問第206号)

答申日:令和4年9月5日(令和4年度(行個)答申第5079号)

事件名:本人の労災保険給付請求に係る第三者行為災害調査復命書の不訂正決

定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき,不訂正とした決定について,諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分は,不訂正とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和2年10月26日付け福岡訂第7号により福岡労働局長(以下「処分庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

民事裁判をするため、違う内容では正しい裁判ではないため。

特に本人の部分が違うのに、お金を支払いたくない保険会社の都合のよい内容はおかしいと思う。

私の正しい書類、画像で判断した私の後遺症の判断をお願いしたいため。正しい書類を必要とするため。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件各審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、令和2年9月25日付けで処分庁に対し、法の規定に 基づき、本件対象保有個人情報について別表に掲げる内容の訂正を求め る本件訂正請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が不訂正の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成2年10月29日付け(同年11月5日受付)で本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件訂正請求については、原処分において不訂正とされた部分の一部を

訂正した上で、その余の部分については、不訂正とすることが妥当である と考える。

3 理由

(1) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、令和2年6月23日付け福岡個開第179号に基づき、審査請求人が開示を受けた「特定労働基準監督署で認定された審査請求人の労災保険給付請求にかかる「第三者行為災害調査復命書」の全て(添付資料一切を含む。):平成24年特定月日」であり、法27条1項に該当する。訂正が求められているのは、そのうち第三者行為災害調査復命書、第三者行為災害処理経過簿、第三者行為災害届、念書(兼同意書)、実況見分調書、口頭弁論調書等に係る記載事項(以下、併せて「本件訂正請求部分」という。)である。

(2) 訂正の要否について

訂正請求については、法29条で「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定されている。

本件審査請求において審査請求人が訂正を求める保有個人情報のうち、第三者行為災害調査復命書における第二当事者の氏名について、諮問庁において、原処分庁に対し確認を行ったところ、第三者が作成した文書からの転記誤りと思われる記載があることが確認されたため、保険給付を行うためという利用目的の達成に影響を及ぼすものではないが、訂正を行う。

その余の部分については、事実でないとすることについて、審査請求 人から明確かつ具体的な根拠が示されているものとは認められず、また、 保険給付を行うための利用目的の達成に影響を及ぼすものではないこと から、法29条に基づく訂正を行う義務はない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、民事訴訟を行う ために正しい書類が必要である等種々主張するが、本件対象保有個人情報 に係る訂正の要否については上記3(2)のとおりであり、これらの審査 請求人の主張は本件審査請求の結論に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は、審査請求書の趣旨及び理由として、審査請求人の 労災認定に係る処分の妥当性についても主張しているが、本件審査請求に おいて審理の対象となるものではない。

5 結論

以上のとおり、原処分において不訂正とされた部分の一部を訂正することとした上で、その余の部分は不訂正とした原処分を維持することが妥当

であるものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和2年12月24日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 令和3年11月4日 審議

④ 令和4年8月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び

審議

⑤ 同月31日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、令和2年6月23日付け福岡個開第179号により一部開示決定された本件対象保有個人情報のうち、別表の2欄に掲げる内容の訂正を求めるものである。

本件訂正請求に対し、処分庁は、本件保有個人情報は「どのような根拠に基づき、訂正を主張する部分の記載が事実でないとするのか、明確かつ具体的に示されているとまではいえず、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない」として、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別表の2欄に掲げる内容の訂正を求めている。

これに対し、諮問庁は、本件対象保有個人情報の一部を訂正することとするが、その余の部分については不訂正とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び諮問庁がなお不訂正とすべきとする部分の訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 本件訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が法の規定に 基づき保有個人情報の開示請求を行い、処分庁から開示を受けたもので あることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

また,当審査会において,諮問書に添付された本件対象保有個人情報 を確認したところ,本件訂正請求部分に係る保有個人情報は,審査請求 人に係る第三者行為災害調査復命書,第三者行為災害処理経過簿,第三者行為災害届,念書(兼同意書),口頭弁論調書(和解)及び実況見分調書等の記載事項の一部であり,特定労働基準監督署の職員が労災認定のために作成又は取得した文書の記載の一部であると認められる。このため,本件訂正請求部分は,法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分(「事実」に限る。)について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして,訂正請求を受けた行政機関の長が,当該訂正請求に理由があると認めるときは,法29条に基づき,当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で,当該保有個人情報の訂正をしなければならず,一方,訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には,「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

- (2) 諮問庁は、理由説明書の記載(上記第3の3(2))において、本件 訂正請求部分は「事実でないとすることについて、審査請求人から明確 かつ具体的な根拠が示されているものとは認められず、また、保険給付 を行うための利用目的の達成に影響を及ぼすものではないことから、法 29条に基づく訂正を行う義務はない」旨説明する。
- (3) そこで、以下、訂正の要否について検討する。
 - ア 文書 3 は、第三者行為災害届、文書 4 は、念書 (兼同意書) であり、 いずれも審査請求人が特定労働基準監督署に提出した文書である。

文書 5 は、口頭弁論調書(和解)であり、裁判所書記官が作成した 両当事者に対して和解内容を示す公的な文書である。また、文書 6 は、実況見分調書であり、交通事故の現場で警察官が事故の当事者 や参考人の立会いのもとで現場の状況や事故の発生状況の調査を行 い、その調査結果をまとめた文書である。審査請求人は、これらの 記載内容の一部について、事実ではないとして訂正を求めているが、 審査請求人の主張が詳細に述べられてはいるものの、審査請求人の 主観に基づくものと考えられ、当該訂正請求部分の記載内容が事実 でないと判断できるだけの明確かつ具体的な根拠が示されていると は認められない。 さらに、文書5及び文書6は、いずれも労災認定の審査のため、特定労働基準監督署が取得した文書であり、処分庁以外の第三者が作成した文書は、処分庁において労災認定の審査のための記録として保有しており、労災保険給付を行うための利用目的からすると、当該文書を取得したままの状態及び内容で保有することが必要なものであり、その内容につき諮問庁において訂正に応じることは、妥当とは認められない。

したがって, 当該訂正請求部分については, 訂正請求に理由がある とは認められない。

イ 文書1及び文書2

当該文書は,特定労働基準監督署が作成した第三者行為災害調査復命書及び第三者行為災害処理経過簿である。

当該文書は、文書3、文書5、文書6及び交通事故証明書等を基として記載されており、当審査会において、本件訂正請求書及び審査請求書(添付資料を含む。)の内容を踏まえつつ、諮問書に添付された本件対象保有個人情報の内容を確認したところ、当該文書の記載内容は、文書3、文書5、文書6及び交通事故証明書等の記載内容と合致していることが認められる。

また、本件対象保有個人情報である文書1及び文書2の記録内容について、当審査会事務局職員をして詳細を確認させたところによると、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁として、文書1及び文書2について把握した事実と異なる内容を記載したという認識はなく、かつ、審査請求人及び関係者から聴取した内容等をわい曲して記載したという認識もないとのことである。

審査請求人は、当該文書の記載内容の一部について、事実ではないとして訂正を求めているが、審査請求人が訂正を求める部分については、審査請求人の主張が詳細に述べられてはいるものの、審査請求人の主観に基づくものと考えられ、当該訂正請求部分の記載内容が事実でないと判断できるだけの明確かつ具体的な根拠が示されているとは認められない。

したがって、当該訂正請求部分については、訂正請求に理由がある とは認められない。

なお、当該文書のうち、文書1 (第三者行為災害調査復命書)における第二当事者の氏名については、当審査会事務局職員をして聴取させた諮問庁の説明によると、第三者が作成した文書である文書5 (口頭弁論調書(和解))及び交通事故証明書からの転記誤りと考えられ、訂正請求された氏名の漢字とは異なる漢字で訂正するとの

ことである。

- ウ 以上を踏まえると、本件訂正請求が法29条に規定する「当該訂正 請求に理由があるとき」に該当するとは認められない。
- (4) したがって、本件訂正請求は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 5 本件不訂正決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条の 保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとした決定に ついて、諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分は、同条の保有個人

情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、 不訂正とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別表 本件訂正請求の内容

別表		1	(の内容		
1 2	文書名		訂正請求		
			訂正箇所	訂正内容	訂正を求める理由
	第三者行	1	1頁4行目	災害発生時刻の訂正	職場を出た時刻から推
1	為災害調	_			定
	查復命書	2	1頁5行目	災害発生地点の訂正	訂正後の方が事故現場
					に近い
		3	1頁7行目	氏名の漢字誤りの訂	別文書の表記
		_		正	
		4	2頁6行目		自転車用の歩道を渡っ
				等に訂正	ていたため
		5	2頁6行目		審査請求人の記憶によ
				「中央分離帯付近」	る
				に訂正	
		6	2頁7行目		自転車用の歩道を渡っ
				- · · · ·	ていたため
		7	2頁7行目		当時の道路状況より
		_		に訂正	
		8	2頁8行目		骨折に至ったため
				に訂正	
		9	2 頁 1 0 行		弁護士に口座振込のた
		目		を「受領」していな	&
		10		障害等級の訂正	開示実施者に問い合わ
			」欄	A dee	せて確認した
		11)	3頁「逸失	金額の訂正	誤った書類を元にした
			相当額」欄		計算のため
		12	3頁「慰謝	金額の訂正	同上
			の額」欄		
		13		年月日の誤り	裁判終結前の日時とな
	Est		日」欄		っている
				年月日の誤り	記載の日付には提出し
2	為災害処				ていない
	理経過簿		「災害発生	時刻の訂正 	職場を出た時刻から推
			日」欄		定
		3	·	災害発生地点の訂正	訂正後の方が事故現場
		場所	」欄		に近い

		④ 「氏名」欄	氏名の漢字誤りの訂	別文書の表記
			正	
		⑤ 自賠責保険	保険事業者名の訂正	弁護士の説明
		「管轄店名」		
		⑥ 自賠責証明	番号不明に訂正	交通事故証明書の記載
		書番号		から
		⑦⑤ 「受付書	第三者行為災害届の	記載の日付には提出し
		類」欄	受付日の訂正	ていない
文書	第三者行	① 1頁項番3	時刻の訂正	職場を出た時刻から推
3	為災害届	の「日時」欄		定
		② 1頁項番3	災害発生地点の訂正	訂正後の方が事故現場
		の「場所」欄		に近い
		③ 1頁項番3	氏名の漢字誤りの訂	別文書の表記
		の「氏名」欄	正	
		④ 2頁項番8	晴を曇に訂正	
		の「天候」欄		
		⑤ 2頁項番9	相手発見「100m	被災者からは見えない
		の「あなたの行	手前」を「追突」に	
		為」欄	訂正	
		⑥ 2頁項番1	「加入していない」	特定損害保険会社の担
		2の人身傷害補	を「加入している」	当者の説明等
		償保険欄	に訂正	
		⑦ 3頁項番1	災害発生状況の訂正	
		3		
		⑧ 3頁項番1	私及び相手の過失割	担当弁護士の誤った説
		5	合の訂正	明による記載のため
		9 3頁項番1	示談成立についての	まだわからないため
		6	訂正	
		⑩ 3頁項番1	「部位・傷病名」欄	担当弁護士の誤った説
		7	及び「診療機関名	明による記載のため
			称」欄の訂正	
		① 3頁項番1	「金額・品目」欄及	同上
		8	び「名目」欄の訂正	
文書	念書(兼	① 1頁「災害	災害発生場所の訂正	訂正後の方が事故現場
4	同意書)	発生場所」欄		に近い
		② 1頁「第二	氏名の漢字誤りの訂	別文書の表記
		当事者(相手	正	

		方) 氏名」欄
		③ 1頁下から同意した日付の訂正
		4 行目
文書	第4回口	① 1 頁 「被 氏名の漢字誤りを訂 別文書の表記
5	頭弁論調	告」欄 正
	書(和	② 1頁「第2 災害発生時刻の訂正 職場を出た時刻から推
	解)	請求の表示」 1 定
		行目
		③ 1頁「第2 災害発生場所の訂正 訂正後の方が事故現場
		請求の表示」 2 に近い
		行目
		④ 1頁「第2「衝突」を「追突」
		請求の表示」3に訂正
		行目
		⑤ 2頁「第2 弁護士費用の額を訂 審査請求人提出資料
		請求の表示」1 正 (添付略)から
		行目
文書	実況見分	図 当時の道路状況と全 当時の道路状況と全く
6	調書	く違う図違う

(注1) 本件訂正請求書添付の資料から当審査会事務局が主な内容をまとめた。

(注2) 第三者行為災害調査復命書の訂正箇所③の訂正請求については、諮問 庁において訂正を行うとしている(本文第3の3(2))。